

「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン(案)」での変更の概要

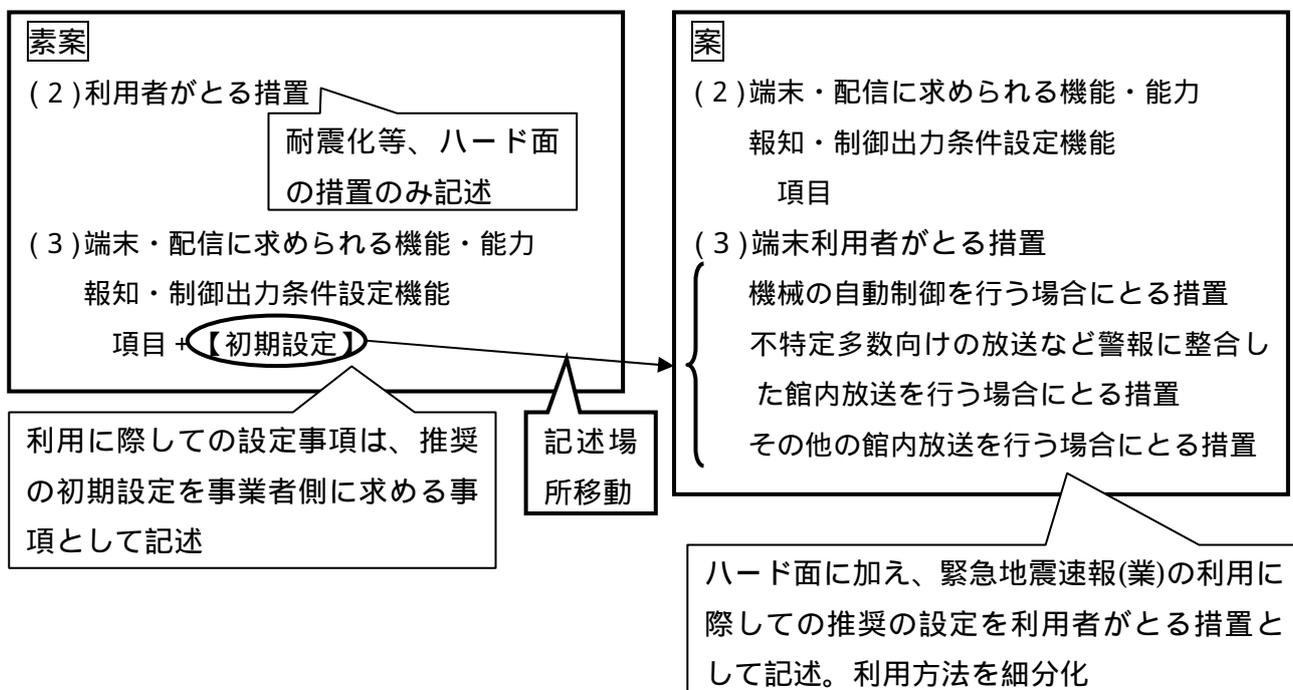
1. 端末の設定の記述場所の変更

ガイドライン(素案)では、「端末・配信に求められる機能・能力 報知・制御出力条件設定機能」の中に、端末利用者が行う端末動作の設定の内容が書かれていた。そのため、端末利用者に求めていること、配信・許可事業者向けに求めていることの区別が明確ではないとのご指摘をいただいたので、切り替えに関する項目については「端末利用者がとる措置」に移し、端末利用者に勧める設定と端末・配信の機能・能力の記述を分離した。

2. 利用方法を細分化してそれぞれに適した端末の設定を記述

ガイドライン(素案)においては、端末の設定のうち最もベーシックなものだけを初期設定として記述し、他の設定については特に記述していなかった。そのため、A B Cのカテゴリー内では、あらゆる利用方法についてベーシックな設定が推奨されている印象があることのご指摘をいただいたので、「端末利用者がとる措置」で、利用方法を細分化し、それぞれに適した端末の設定を記述することとした。(下図参照)

例：「A 機械・館内放送設備等の自動制御」  
おける記述の変更の概要



### 3. 第1回部会以降委員の皆様から頂いたご意見とそれに対する回答

<案に反映させていただいたご意見>

(1) 無難な設定を強制しているように見える。迅速性を求める利用者、精度のよい情報を求める利用者、不特定多数向けの館内放送(NHK チャイム音)、工場・工事現場での放送等、利用に応じて設定を書き分ける必要がある。

(回答)「端末利用者がとる措置」において、現在考えられる基本的な利用方法に細分化し、それぞれに、現在、気象庁が推奨する設定について、具体的に記述しました。今後、さらに利用方法が多様化することが考えられますが、その際は、ガイドラインを改正することで対応することとしたいと思います。

(2) オペレーターの介在の有無で利用方法をカテゴリー分けするのではなく、鉄道のように迅速性を優先する利用者、工場のように精度のよい情報を優先する利用者などでカテゴリー分けすべき。

(回答)「端末・配信に求められる機能・能力」に関しては、オペレーターを介した制御と自動制御とでは大きく異なることから、ABCのカテゴリー分けはこのままとします。ご指摘の分類は利用方法に関連するものですので、各カテゴリーにおいて「端末利用者がとる措置」の中で利用方法を細分化して記すこととします。

(3) 「100ガル超え緊急地震速報」「深発地震の緊急地震速報等」について、使わないことを推奨するのは情報を出している立場として自己矛盾ではないか。これらの使い方を提案すべき。

(回答)「端末利用者がとる措置」にて、これらの緊急地震速報の使い方について記述することとします。

(4) 遠方で発生した巨大地震で、強い揺れが来るまで十分な猶予時間があるときに、安全確保を継続させるための報知についても示すべき。

(回答)「端末利用者のとる措置」にて、猶予時間があるうち及び+10秒間については、安全確保を促す放送、報知を継続することを記述することとします。

(5) 2つの地震が同時発生したときの報知の表現について、人の待避向けの報知については単純な報知がいいことは分かるが、揺れが2回発生することを伝えることが重要なので2つの地震が発生したことについては報知すべき。

(回答)上記のように、安全確保を促す放送、報知を猶予時間+10秒間継続すれば、まず安全確保を継続させるという目的については満たされると考えています。

2つの地震が発生したことを、どのように伝えることが防災上効果的なのかについては現状では十分な検討ができていません。よって、今後の検討を待ったうえでガイドラインを改定する際に反映することとします。

(6)ガイドラインの使い方が不明である。本来ガイドラインは、政府や団体が指導方針として掲げる大まかな指針であるが、このガイドラインでこういった対象者に何を示したいのか、今ひとつ不十分である。例えば、P11(3)「端末・配信に求められる機能・能力」で配信業者、許可事業者、端末利用者の誰を対象にしているのか不明である。

(7)ハードとしての機械の持つスペック(仕様)、機械の運用そして人間をどう動かすのかのソフトの対応が混じっており、理解しにくい。

(回答)端末の設定については「端末利用者がとる措置」に記述することで、端末利用者に推奨する内容と、配信・許可事業者に求める内容を明確に分離します。

(8)NHKチャイム音を報知音として推奨する理由について明確にすべき。

(回答)報知音は聞いた人が瞬時に緊急地震速報と認識できることが必要です。NHKチャイム音は、

- ・他の電子音に似ていない
- ・ある程度危険を知らせるイメージがある一方で慌てて混乱させない
- ・特定の周波数が聞こえにくい方でも聞き取りやすいよう、様々な周波数の音が含まれている
- ・以上を踏まえて、専門分野の方に監修
- ・実証実験で20数名の老若男女に報知音を実際に聞いていただいた

等を考慮して制作されており、またテレビ等で耳にする機会も増え、その結果、緊急地震速報の報知音として他の音と瞬時に区別できる状態になっています。そのため、不特定多数向けの放送や家庭での報知には統一音として推奨することにします。

一方、工場や工事現場等ノイズによりNHK音が聞き取りにくい場合については、訓練を受けた従業員等が認知しやすい音を選ぶこともできるように記述します。

(9)館内放送に使う報知として「まもなく強い揺れがきます」が記載されているが、「まもなく」は「まもなく電車がきます」という言葉から連想されるように、分単位の猶予があるイメージがあるので、緊急地震速報の報知としては使わない方がよい。

(回答)ご指摘のとおり誤解を与えやすいので「まもなく」を削除します。

(10)ガイドライン本体に各項目の解説が入っていないので、なぜそのように決めているかわからない。

(11)用語の定義がされていない。例えば、自己診断機能、外部出力機能、動作履歴等は、何ができればその機能がついているといえるのか。

(回答)ご指摘の部分は「6措置・機能・能力についての詳細説明」に書かれていますが、参照しづらい記述になっていましたので、「5利用方法と端末・配信のあり方」の先頭に用語等の詳細は6を読んでいただければよいように明記します。

(12)配信・許可事業者は端末利用者に対してガイドラインに沿って説明を行う責任がある

ことについて記述すべきではないか。

(回答)「 配信・許可事業者の能力」に「本ガイドラインへの対応状況について利用者に説明するとともに、公開すること」という項目を加えます。

(13)サーバーから端末までの通信回線の選択は、配信・許可事業者ではなく端末利用者の問題ではないか。また、サーバーから端末までの回線は常時接続できる回線を使用することはABCすべてにおいて、必須とするのではないか。

(回答)ご指摘のとおり、記述の場所を「端末・配信に求められる機能・能力」から「端末利用者がとる措置」に変更するとともに、常時接続を「必須」に修正します。

(14)同一の緊急地震速報(予報/業)を複数受信した場合の動作については、後からきたものを破棄するしか設定の余地はないので、「報知・制御出力条件設定」にではなく、「端末基礎機能」に記すべきではないか。

(回答)ご指摘のとおりなので、記述の場所を変更します。

(15)緊急地震速報(警報)の発表状況や精度の低い緊急地震速報(業)であることについては、必ず伝達すべきではないか。

(回答)ご指摘のとおりなので、項目を加えます。

(16)サーバーの時刻校正についても必須とすべきではないか。

(回答)ご指摘のとおりなので、項目を加えます。

(17)「気象庁が発表する緊急地震速報(予報)の内容等の変更に対応可能であること」については、「端末基礎機能」に書かれているが、端末だけの対応にとどまらないので、「配信・許可事業者によるサポート」の欄に記すべきではないか。

(回答)ご指摘のとおりなので、記述の場所を変更します。

(18)「サーバーの機能において」、「端末毎に個別配信可能なこと」の文章だけ、「なお、全配信先に対して～、個別配信と同等と見なす。」の記述があるが、前後の項目でも同様の解釈が可能ではないか。

(回答)ご指摘のとおりなので、修正します。

(19)「サーバー端末間の通信手順やデータフォーマットを公開すること」については、一方で「なりすまし」などの、通信のセキュリティーを求めていることと矛盾するので、削除すべきではないか。

(回答)セキュリティーの面からはご指摘のとおりです。ただし、端末利用者が配信・許可事業者を変更できる等の利便性を確保することは必要と考えています。具体的な通信手順やデータフォーマットを公開するのではなく、接続について互換性のある配信・

許可事業者や端末を公開するという内容に変更します。

(20)本ガイドラインへの対応状況について端末利用者に説明することを必須とする項目を加えるのであれば、ガイドラインの全項目を満たした場合に端末利用者に説明するという項目は包括されるので不要ではないか。

(回答)ご指摘のとおりなので、削除します。

< 修正には反映させていただかなかったご意見 >

(21)ガイドラインのタイトルが長く、またタイトルだけをみるとハード能力についてのみのように受け取れる。

(回答)「適切に利用」という文言があるので、端末利用者に対しても関係することが分かるタイトルとなっていると考えています。

(22)ガイドラインを緊急地震速報のより良い活用のために作っても、広く国民に伝わらなければ、無視した事業者と国民が契約する懸念が残る。品質・技術レベルの基準を設け、国民が各端末のレベルが判別可能なような表示を義務化するべきではないか。

(回答)義務化については、どこまで規制することが適切なのかということについては、第2回検討部会の実効性確保でご議論いただきたいと思います。

なお、本ガイドラインには、「本ガイドラインへの対応状況について端末利用者に説明するとともに、公開すること」の項目があります。これにより、配信・許可事業者から説明がなされるよう気象庁としても働きかけたいと思います。

(23)近隣の百貨店や同一店舗内でそれぞれ別事業者と契約しているところがあるが、放送される端末とそうでない端末があった。伝達・処理については同一となるべき。

(回答)「端末利用者がとる措置」で推奨する項目を参考に端末利用者において仕様を決定いただくことで伝達・処理について統一が図られていくことを期待します。

(24)館内放送した後、実際に観測された揺れを放送することを求めた項目は、地震が連発するような事態を想定した場合、安心情報につながりかねないのではないか。

(回答)この項目の趣旨は、館内放送を聞いた人が、いつまでも、強い揺れがくるのではないかと心配したり、危険回避を継続するような混乱を避けるために、緊急地震速報で予想を行った地震が実際起こったことをお知らせしていただきたいと思いますというものです。余震が発生した場合は、新たな緊急地震速報が発表されるので、ご指摘のような事態を心配する必要は無いと考えています。

(25)ガイドラインで示されている報知は比較的近くで地震が発生したときのことだけを想定しているようである。遠方で大地震が発生し、長周期地震動による被害が想定され

るときの報知も示すべきではないか。

(回答) 現行の緊急地震速報は短周期の強い揺れを想定したものです。長周期地震動については地盤や建物によって反応が様々であり、現状では、どのような場合にどのような情報を出し、どのような対策をとるべきかについて検討が十分なされていません。よって、報知のあり方も今後の検討課題と考えています。

(26) 気象業務支援センター - 配信・許可事業者間の物理回線や配信事業者のサーバーの冗長化の必須とすることについては、時期尚早ではないか。

(回答) 現状で多くの業者が実践しているので、必須のままとします。

(27) データフォーマット等の公開を推奨するのではなく、データフォーマット等の標準化が必要なのではないか。

(回答) 現状において様々な端末が出回っており速やかな標準化は難しいと考えています。ただし、端末によっては、複数の配信・許可事業者のサーバーに接続できる場合があることから、サーバー - 端末間の接続に関するグルーピングはできると考えています。事業者に接続の互換性を公開するようガイドラインで示すことで、利用者の利便性をはかることにします。なお、気象庁電文については緊急地震速報を含め XML への移行も控えています。このフォーマット等は公開されますので、標準化されることを期待します。

(28) 配信業者毎の能力（スペック）がわかる一覧表のようなものが必要。

(回答) ガイドラインの実効性の確保に関わる問題ですので、第2回の部会で検討いただきたいと思います。

(29) 緊急地震速報は国を挙げて普及を推進する必要があると考える。国として、普及をどのように進めていくのか議論しておく必要があるのではないか。

(回答) ガイドラインを策定することで、利用者が受信端末を購入しやすい環境ができ、受信端末の普及に寄与するものと考えています。緊急地震速報の普及の推進については、従前のおり国を挙げて推進して参ります。